

**第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第2期実施計画素案に対する
パブリックコメント手続の実施結果について**

1 概要

本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための教育に関する総合計画として「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第2期実施計画素案」を策定し、広く市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、17通（意見総数47件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第2期実施計画素案
意見の募集期間	平成29年12月12日（火）～平成30年1月11日（木）（31日間）
意見の提出方法	ホームページ、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	・本市ホームページへの掲載 ・市政だより（12月21日号）への掲載 ・各区役所 ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・教育文化会館、各市民館・市民館分館 ・各図書館・図書館分館 ・教育委員会事務局総務部企画課（明治安田生命川崎ビル3階）
結果の公表方法	・本市ホームページへの掲載 ・各区役所 ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・教育文化会館、各市民館・市民館分館 ・各図書館・図書館分館 ・教育委員会事務局総務部企画課（明治安田生命川崎ビル3階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		17通（47件）
内訳	ホームページ	10通（24件）
	FAX	7通（23件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続の実施により、「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第2期実施計画素案」の趣旨に沿った御意見、今後の取組を推進する中で参考とさせていただく御意見のほか、内容を充実させる御意見がありましたことから、一部の御意見を反映し、「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第2期実施計画」を策定します。

【御意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が計画に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 計画に対する質問・要望であり、計画の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) プランの基本理念、基本目標及び計画全般に関すること				4		4
(2) 基本政策Ⅱに関すること	2		6	10		18
(3) 基本政策Ⅲに関すること			1			1
(4) 基本政策Ⅴに関すること		3	1	4		8
(5) 基本政策Ⅵに関すること			2	3	1	6
(6) 基本政策Ⅶに関すること			3	4		7
(7) その他				2	1	3
合 計	2	3	13	27	2	47

※「具体的な意見の内容と本市の考え方」については、意見要旨において、同様の意見を集約することにより、全43件の意見要旨にまとめ、これに対する本市の考え方を示したものです。

具体的な意見の内容と本市の考え方【詳細】

(1) プランの基本理念、基本目標及び計画全般に関すること

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	生涯を通じて学ぶための条件整備という観点がない。「自主・自立」「共生・協働」という人間像を押し付けていないか。	本市では、平成27年3月に第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランを策定しました。その際「生涯にわたって学び続け、自立した個人として生きていく力を一人ひとりが身につけること」そして「自立した個人が、多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、高め合う精神を持ち、生きがいのある社会を協働してつくりだしていくこと」が大切であるという考えのもと、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードに、概ね10年間の計画期間全体を通じて実現をめざす基本目標を定めました。	D
2	自主・自立は、成長年齢に応じた子どもを取り巻く環境で個別に支援することが大事である。共生・協働は、自主・自立のもと集団との関係性の中で習得するもので、精神育成ではなく行動実践を視野に入れた目標とすべきである。	基本目標の実現は特定の事務事業のみをもって達成できるものではありませんので、教育プランに基づいて推進するあらゆる教育活動を通じて、その実現に向けて取り組んでいきます。	D
3	進捗管理について、市民とともに創る姿勢に欠けている。市民を公募して企画段階から参画させることが望ましい。	教育プランに基づく取組の進捗管理は「川崎市教育改革推進会議」を活用して実施していきます。当該会議の委員には公募委員も含まれており、市民の方からの意見も活用しながらPDCAサイクルを運用します。	D

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
4	「目標」を立てる前にあるべき「目的」が不明確である。10年間の計画の前提に、すべての市職員が理解し共有し合える「目的」を掲げることで、市民が誇りを持ち、自信を持って子どもに伝えられる「教育方針」になり得る。目的から目標という構図の中で、川崎の教育行政として何を掲げ、何を重点化するかを明確にすることで、川崎の地域性が盛り込まれた、市独自の予算案に結実するように思える。	第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランは、平成27年3月に策定したものです。策定に当たっては、どのような社会状況においても夢や希望を抱き、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動しながら、いきいきと躍動する市民を育てること、また市民一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い、高め合いながらともに生きる社会をつくることが人づくりを担う教育の大切な役割であると考え、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、基本目標を「自主・自立」「共生・協働」と決めました。これらの教育がめざすものを、教員をはじめとするすべての職員が共有し、教育プランに基づく取組を推進していきます。	D

(2) 基本政策Ⅱに関すること

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
5	子どもの「生きる力」は数値で測られるものではなく、得たものを使いこなし、改善し、自分や周囲の人々と共同できる力を成長段階や個人の力に応じて培っていくものである。人間の持っている潜在的な力の育成が大切である。	次期学習指導要領は「生きる力」を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の「資質・能力の三つの柱」で示しています。その実現に向けて各学校が「社会に開かれた教育課程」を編成し、「主体的・対話的で深い学び」の視点の授業改善を通して「生きる力」を育んでいきます。	C
6	かわさきパラムーブメント推進ビジョンに基づく「心のバリアフリー」の取組を進めることは、思想・信条の自由に反する事例が出てくるのではないか。	本市の教育においては、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけています。これまでに一人ひとりが国籍、文化、性別、障害、世代、考え方などの多様性を尊重し、互いの違いを認め合い、自己肯定感を高め、他者を大切にする教育活動を進めてきました。 このような教育活動に加え、かわさきパラムーブメント推進ビジョンに基づいた「心のバリアフリー」を推進することが、本プランの施策2「豊かな心の育成」に有用であると認識しており、今後も引き続き、相手との違いを認め尊重し合える教育を推進していきます。	D

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
7	学校図書館は子どもの学びを支える重要な役割を担っており、施策2「豊かな心の育成」ではなく施策1「確かな学力」に位置づけ、学校教育の現場でより深い役割を果たせるような施設とすることを目指すべきである。 (同趣旨 ほか1件)	本市が理想としているのは、学校の教育課程に寄与する学校図書館、各学校の良さを共有した質の高い学校図書館、「読書センター」・「学習・情報センター」としての学校図書館、ボランティアの力が生きる学校図書館の4つの要素を備えた学校図書館です。	D
8	学校司書の配置は「読書のまち・かわさき推進事業」の一部ではなく、独立した「学校司書の配置事業」として欲しい。 (同趣旨 ほか1件)	こうした役割を担う学校司書の配置を含む学校図書館における取組は、「読書のまち・かわさき」を推進するための重要な取組であることから、学校司書の配置を「読書のまち・かわさき推進事業」に位置づけています。 また、子どもたちの読書活動は、学力の育成とともに、人生をより豊かでより深く生きていくための力を身につけていく上で欠かせないものであるため、「読書のまち・かわさき推進事業」は、施策2「豊かな心」に位置づけています。	D
9	全ての小・中学校へ学校司書を配置することを目指してほしい。その上で、平成33年度までに全ての小学校への学校司書を置くことを記載して欲しい。 (同趣旨 ほか1件)	学校司書の配置については、モデル校において、貸出冊数の増加など配置による効果が表れていることから、今後、検証結果を十分に踏まえ、小学校全校配置に向けて関係局との調整を進めていきます。また、学校司書が十分に力を発揮できるよう、研修等により資質を高めるとともに、総括学校司書の巡回など、学校図書館の活性化に向けて幅広く支援を行います。	C
10	予算の課題もあるだろうが、横浜市では高額な予算をかけて全ての学校に学校司書を配置している。学校司書の配置事業について、より一層の覚悟をもって取り組んで欲しい。		C
11	学校司書は豊かな心の育成に資するだけではなく、様々な学習の観点から力量を発揮できる職種であるが、現在の配置人数も任用条件も、その力量発揮のためには不十分な状況である。		C

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
12	教育を受ける権利を保障する場所である学校で、図書館（学びたいことを学ぶ権利を保障するためのツールの一つ）を活用する方法を子ども達に教えて欲しい。また、図書館の活用について教えるためには司書の資格は必要であるため、各学校に司書資格を持った学校司書を配置して欲しい。	学校図書館は、学校の教育課程に寄与する図書館をめざし、運営計画の立案や管理は学校が行います。学校司書は学校長の運営方針に沿って、学校の司書教諭や図書担当教諭と連携し、学校図書館の活性化や読書活動の充実に努めています。 また、これまでの検証結果から、貸出冊数の増加などの学校司書配置による効果が表れており、今後も学校司書を対象とする研修会の開催などを通じて、学校司書の資質の向上を図ります。	D
13	学校司書設置要綱をみると、学校司書は補助的な役割しか担っていないように見える。学校司書の仕事は学校図書館の「管理・運営」であり、司書教諭等の補助ではない。この要綱があるから待遇や身分に課題があるのでは。		D
14	学校司書募集の方法が公募ではない点が問題である。できるだけ早く、学校司書の待遇や身分を改善して欲しい。	学校図書館には、これまで、保護者や地域の方々、元教員など、様々な方が関わっています。その豊富な人材から、資格の有無に関わらず、子どもたちや学校の様子、学校図書館のことをよく把握している方を校長が推薦し、学校司書として配置するようにしました。	D
15	司書資格を必要とする総括学校司書と、司書資格が不要な学校司書の二重構造になるのはなぜか。かえって非効率になり、学校図書館の仕事を進める上での弊害にもなりかねないので、考えを改めて欲しい。	また総括学校司書は、担当校の巡回を通じて各学校の実態を把握した上で、学校のニーズに応じた研修会の企画・運営などの支援を行いながら、学校図書館の活性化に向けた支援を行っていきます。	D
16	素案には図書を活用した教育を行うための適切な司書配置や、子どもの読書に関する教職員への研修が位置づけられていない。	素案以降の検討内容や御意見を踏まえ、各年度における総括学校司書の配置人数、学校司書の配置校数及び図書担当教諭等への研修の実施について記載を追加しました。	A

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
17	学校図書館とそれを支える支援センター、公共図書館の充実をプランの中に明確に盛り込んで欲しい。	学校図書館と市立図書館は役割が異なるため、基本政策Ⅱの中で市立図書館については触れていませんが、学校図書館の読書環境及び学習環境の整備に当たっては、市立図書館は学校図書館を支える重要な役割を担っており、学校へ図書資料の提供、調べ学習や読書指導などの支援を実施していますので、このことを明確にするため、基本政策Ⅶの図書館運営事業に、学校図書館への支援について記載を追加しました。	A
18	小学校給食と比べて、中学校給食のメニューが貧相に思える。食費がないなら地産地消にこだわらず外国産の食材を取り入れ、満腹感を得られるようメニューに富んだ給食として欲しい。	中学校給食については「健康給食」をコンセプトと定め、「とにかく美味しい、自然と健康になる、みんなが大好き」な給食をめざしています。 献立については、市の栄養士が、国から示されている学校給食摂取基準を参考としながら、上記コンセプトに沿って作成しており、小学校の献立をアレンジしさらに一品追加するなど、中学生にふさわしい充実した献立としています。 食材については、学校における食育のさらなる推進を図るため地産地消に取り組んでおり、保護者アンケートにおいても、国産品に関する要望が多いことから、国産を基本としています。	D
19	市立高校における中高一貫教育校について、国や県などの方針にとらわれることなく、教育本来の創設由来を考え、市独自の考えを通していただきたい。いずれにしても、常に市民、学校、教師の意向を十分考慮して欲しい。	中高一貫教育校をはじめ、市立高校の魅力ある学校づくりについては、市民の意見や各校からの意見を十分考慮するとともに、社会状況の変化等に応じた特色ある学校づくりとなるよう、取り組んでいきます。	C

(3) 基本政策Ⅲに関すること

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
20	子どもの多様なニーズの把握をしっかり と行わなければならない。ニーズの中身を 精査し、公平に扱うことが必要である。	本市では、共生社会の実現をめざし、障 害の有無に関わらず、一人ひとりの教育的 ニーズに適切に対応する「支援教育」を学 校教育全体で推進しています。これからも、 すべての子どもが必要な教育的支援を受 け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、 学習に参加している実感・達成感を持ちな がら、充実した時間を過ごす中で助け合い、 支え合って生きていく力を身につけること をめざして取組を推進します。	C

(4) 基本政策Ⅴに関すること

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
21	社会に開かれた教育課程を実現するためには、個々の教員が働く環境条件の整備を第一義とすることが必要である。	学校に求められる役割の拡大や、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に専念できる体制の整備が必要になっています。今年度実施した教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の負担感等の分析を行い、業務の効率化及び学校の運営体制の円滑化に向けた取組を進めます。	B
22	基本政策Ⅴ「学校の教育力を強化する」に賛同する。経験年数の少ない教員は、様々な業務に追われて教員としての専門性を高めることが難しい状況にある。第2期実施計画においては、「働き方改革」の視点から教員の長時間勤務の要因を整理しながら課題を改善し、教員が情熱を持って本来の業務に一層専念できる体制を整えて欲しい。 (同趣旨 ほか1件)		B
23	地域が学校に参加するというのはどういうことか。PTAと何が違うのか。	子どもたちの健やかな成長のためには、保護者だけではなく、地域の方々との協働が必要であると考えており、本市では、全ての学校に学校教育推進会議又は学校運営協議会を設置し、教育課程に関することや学校運営に関すること等について地域の方々と共有しながら話し合い、よりよい学校づくりを推進しています。 地域の方々に関わり合うことで、各学校において多様な教育活動を展開できるとともに、子どもたちが地域とのつながりを実感してふるさとへの愛着を育むことができるものと考えており、今後も引き続き、学校運営への地域等による参画を促進していきます。	D
24	退職後の教員を積極的に活用して欲しい。退職後もやる気があって健康な教員であれば、非常勤としてティーム・ティーチングを担うなど、子どもにも保護者にも若い教員にもプラスの効果が見込まれる。	退職後の教職員については、現状においても希望のある方は再任用や非常勤講師等で再雇用し、豊富な知識や経験等を学校現場で活かしています。今後も引き続き、働く意欲と能力のある方々の活用に努めます。	C

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
25	P T Aからは教員増員を要望しているにもかかわらず、学校現場の状況は改善されていない。	学校に求められる役割の拡大や、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に専念できる体制の整備が必要になっています。今年度実施した教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の負担感等の分析を行い、業務の効率化及び学校の運営体制の円滑化に向けた取組を進めます。	D
26	教師が子どもに向き合う時間を確保するためには、業務の効率化よりも教職員の配置人数を増やすことやクラスの定員を現状の40名から少なくすることが必要である。教育環境の改善のために教職員の増員や1学級の定員減少への検討をお願いしたい。	また、教職員の配置については、割り振られた教員定数を有効に活用しながら教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えており、今後も国の法改正による定数措置等を求めています。	D
27	チーム学校とあるが、不登校等への対応については、子どもへの継続的な接触や家庭とのやり取りなどがあるため、少人数学級・正規教員の増加が最優先である。		D

(5) 基本政策Ⅵに関すること

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
28	家庭教育に関する支援について記載があるが、個々の家庭方針にまで踏み込むのではないかと懸念している。	個々の家庭が、家庭教育を十分に行っていけるような支援を行っていくことをめざしており、個々の家庭方針について踏み込むものではありません。	D
29	地域教育会議と寺子屋の運営をPTAが担っている学校があり、現場の保護者負担は大きくなっている。新たな事業を始める前に、中学校区や区の地域教育会議、子ども会議など、既存の団体の見直しを行うことも必要ではないか。	各区及び各中学校区に設置されている地域教育会議は、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織であり、地域の実情に応じて主体的に活動できるよう支援していきます。	D
30	子育てに役立つ様々な研修会を企画しているが、共働き世帯の増加等により参加者が見つからないことが残念である。市PTA協議会のホームページを充実させ、著名人によるコラム連載や講演会の動画配信等をお願いしたい。	教育委員会では、共働き世帯の増加等に対応した事業の必要性から、様々な支援等に取り組んでいます。 市PTA連絡協議会への御意見につきましては本市から市PTA連絡協議会へ伝えるとともに、教育委員会としても、各市民館だよりや「教育だよりかわさき」を通じて優良PTA表彰を広報するなど、PTA活動の支援に取り組んでいます。	D
31	家庭への支援については個々の生活、家庭環境にあったアドバイスや支援が必要であり、そのためにはじっくり相談でき、それを分析・進言できる体制が不可欠である。	市民館等において家庭教育学級等を実施することにより、学びを通して家庭教育の大切さを知ってもらい、各家庭や地域の家庭への支援につなげていくとともに、区役所や総合教育センターにおいて教育相談のための窓口を設置し、個別の相談体制を整備しています。	C
32	家庭・地域の教育力の向上については、子どもたちと日常的なつながりのある自治会や町内会の実情把握が欠かせない。旧態依然とした自治会や町内会では若い世帯との交流が困難であり、そうした状況下での子ども育ては難しいと思う。自治会や町内会が、地域の意見を吸い上げて自主的・主体的な活動を行うために教育行政として何ができるのか。学校頼みでは酷である。	本市では、町内会・自治会について、自発的な加入や活動への参加促進のほか、自主的な設立に向けた支援を行っています。 地域課題や社会的課題の効果的な解決に向けて、多様な主体と協働・連携した地域づくりを進めることが求められており、コミュニティ施策の再構築に向けた取組を推進しています。	E

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
33	人生や社会の先輩としての高齢者（川崎市民としての誇りを持ち歴史を知る人々）が、広い意味での教育者として多岐にわたって活動することができれば、それらの人々を教育者として受け入れた体験を持つ子どもが、広い視野を持って地元の発展に貢献し、海外との架け橋となる人材に成長できると思う。	子どもたちが、いきいきと地域で活動する大人と出会うことは、将来を考える上でも大変重要なことですので、地域の寺子屋事業など地域ぐるみで子どもたちを育てる仕組みづくりを進め、親や教員以外のたくさんの方と子どもたちとの交流を進めます。	C

(6) 基本政策Ⅶに関すること

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
34	地域の教育資源として文化財が示されているが、図書館も郷土資料を収集・提供する役割がある。	図書館においては、川崎市に関する地域・郷土及び行政資料の収集及び提供を行っています。	D
35	市立図書館の政策方針が示されていないのはなぜか。「自主・自立」を定めているが、図書館は自主的に自由に学びを深めることのできる施設である。専門の図書館運営協議会を復活させ、将来計画を明らかにして市民の意見を運営に取り入れて欲しい。	図書館協議会は、平成28年度から川崎市社会教育委員会議図書館専門部会に移行しましたが、図書館の運営及び図書館奉仕について意見を述べるという役割は従来と変わるものではありません。今後も引き続き、市民の皆様の御意見を取り入れながら図書館の運営を行います。	D
36	生涯学習の場に企業の協力をあえて含めるのは違和感がある。	市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かすため、市民団体や大学、企業など多様な主体と連携しながら、学びの内容や手法を工夫し、市民の生涯学習の充実を図ります。	D
37	図書館が便利になることは良いが、休館日の減や開館時間延長による業務過多で、丁寧なレファレンスや利用者への支援ができなくなっているのではないか。図書館職員の専門分野に特化できる時間を増やし、図書館資料の充実や地域資料の収集・提供、レファレンスの充実など、図書館利用の質を上げる方向に舵取りをして欲しい。	貸出、返却カウンターその他の業務の委託化及びインターネットの活用等により、職員はレファレンス、読書相談、企画運営事業、資料収集等の専門的な業務に専念できる時間を確保しています。資料収集については一般、児童、地域資料ごとに選定委員会を設けて充実を図っており、引き続き、外部研修への職員の派遣や内部研修を通じて専門性を高めていきます。	C
38	市立図書館と学校図書館とのシステム上の繋がりを有効に活用して欲しい。	小・中学校全校、川崎高等学校及び特別支援学校2校が図書館総合システムで運営されており、各学校においては、他の学校や市立図書館の蔵書情報についてシステムを通じて確認することで、蔵書管理を効率的に行い、図書整備などに有効活用していきます。	C

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
39	基本政策Ⅶについて、今までの事業と変化がなく、課題解決のための検討がどう行われたのかがわからない。「知縁」の創造への具体策や地域コミュニティの再構築に向けた取組など、課題解決に向けた具体策が示されていない。	学びによる地域のつながりの創出にむけて、地域や社会の課題解決に向けた学習の場づくりや、市民の交流などに向けた学習事業を行っており、それらの事業を通じて新たなつながりが増えたとする市民は増えています。今後も引き続き、市民の主体的な生涯学習を支援する市民自主学級や、市民が担い手となって市民同士の学びあいの場をつくる市民自主企画事業の実施などを通じて、学びを通じた出会いを促進していきます。	D
40	図書館は、市民に対して地域や国の課題に関する情報を提供する施設であり、そこで得られた興味関心をもとに、主体的に学ぶ場所が図書館であり、市民館である。社会教育への市民の関心を広め、社会教育を充実させるためにも、図書館と市民館とで連携して事業を企画して欲しい。そこに市民ボランティアを加えることで、経費も少なく風通しも良くなると思う。	市民館と図書館との連携については、家庭・地域教育学級において読書の大切さを示したり、読み聞かせボランティアを育成したりするなど、連携した事業を企画・実施しています。今後も各施設において、ボランティアの協力を得ながら、地域や社会の課題解決に向けて地域の実情に応じた資料提供とともに、市民による学びの場づくりを行い、市民の生涯学習を支えていきます。	C

(7) その他

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
41	今後、少子化に伴う予算減少、またそれによるPTA活動の縮小が予想されるため、市PTA協議会等へ納める会費の軽減をお願いしたい。	市PTA連絡協議会への御意見につきましては本市から市PTA連絡協議会へ伝えます。	E
42	子ども・保護者・教師の考えや意見・要望等は最大限に取り上げ、生かしていくのが教育行政の役割である。当事者の悩みに寄り添うのではなく、当事者の立場に立った行政努力により、創造的ないきいきとした教育効果が出てくる。	素案の策定に当たっては、学校関係者との意見交換や、川崎市教育改革推進会議の開催を通じて学識経験者や保護者等から意見をいただきながら進めてきました。今後も引き続き、学校や保護者等と連携・協働しながら計画を推進していきます。	D
43	この計画を形骸化させないためには、冊子の書式や形態を変えるべきであると考え。「教育に携わる者」皆が一読できる量にし、特に概要版については市民が常に携帯できるサイズとするべきである。	計画の書式等については、行政計画として情報量が多大であるため、冊子のコンパクト化は困難なものと考えていますが、計画についてはホームページに掲載しますので、必要な際に御覧いただけます。 なお、計画の推進のためには学校や家庭、地域などの多様な主体との連携・協働が重要と考えていますので、広く周知を図っていきます。	D